備考	改正(令和3年7月)	現行(令和2年8月)
	電気・機械工事標準積算基準書	電気・機械工事標準積算基準書
	令和3年7月1日 神奈川県企業庁	令和2年8月1日 神奈川県企業庁

1-4-1 直 1-4-1-3 (1)~	(5) 略	賃料金の計算(入え	7条件表)		
	貨物自動車			施工単価コード	DDE01010310
	条件1 積載量	条件2 積載量入力[t]	条件3 距離入力[km]	条件4 特大品割増	条件5 品目別割増
01	1t車	(整数入力)	(実数入力)	特大割増なし	品目割増なし
02	2t車			特大割増あり(0. 3)	精密機器等(0.3
03	3t車				危険品(0.2)
04	4t車				特定毒物(0.5)
05	5t車				火薬類(1.0)
06	6t車				
07	8t車				
08	10t車				
09	12t車				
10	14t車				
11	14t超		<u> </u>		
	条件6 その他の割増	条件7 悪路割増区間距離入力[k m]	条件8 深夜割増の有無	条件9 冬期割増区間距離入力[k m]	条件10 地区割増(発地
01	(実数入力)	(整数入力)	深夜割増あり(0. 3)	(整数入力)	発地割増なし
02			深夜割増なし		東京・大阪発
03					その他の都市発
	条件11	条件12	条件13	条件14	
	地区割増(着地)	発着地位置関係	その他の諸料金	有料道路利用料	
01	着地割増なし	隣接しない	(整数入力)	(整数入力)	
02	東京・大阪着	隣接する			
03	その他の都市着	同一都市		 よる運搬(1車1回)」	
注意2 注意3 注意4	渡す。DDE01010311 条件2は(条件1=1: きるが、積算システ 条件3、条件7、条件 50刻み)とする。こ 7、条件9は条件3の 条件5において複数は 条件6は条件4、条件	こて割増の計算や端数 1) のときに適用し、 ム内部では2ごとに切 ・9はいずれの入力値も れ以外の数値も入力 入力値を上回ることは の割増に該当する場合 ・5に該当しない割増を	処理などを行い、計 その入力値は15以上の り上げて処理する。 い10刻み(ただし、20 できるが、積算シスラ できない。 いは、最も割増率の高 入力する。例えば3書	算結果を運賃料金としの偶数とする。なお、 0を超え500までは20までは20までは切り上げいものを適用する。 割増のときは0.3、該当	て本施工単価に見 これ以外の数値も 別み、500を超える て処理する。なお 当しないときは0を
注意6	条件12は(条件10≠ のときは(条件12=	=01) かつ(条件11≠	01) のとき <mark>に適用する</mark> きる。また,「(条件	<mark>11</mark> の特大品割増として 3。なお,(条件10= 10=02)かつ(条件11 0み選択できる。	02) かつ (条件1]

改正(令和3年7月)

電気通信設備工事

第Ⅱ編

備考

第Ⅱ編 電気通信設備工事

現行(令和2年8月)

第1章 請負工事費の積算

第4節 工事原価

1-4-1 直接工事費

1-4-1-3 輸送費

(1) ~ (5) 略

03 その他の都市着

(6) 貨物自動車による運賃料金の計算(入力条件表)

ア	′ 貨物自動車			施工単価コード	DDE01010310
	条件1	条件2	条件3	条件4	条件5
	積載量	積載量入力[t]	距離入力[km]	特大品割増	品目別割増
01	1t車	(整数入力)	(実数入力)	特大割増なし	品目割増なし
02	2t車			特大割増あり(0. 3)	精密機器等(0.3)
03	3t車				危険品(0.2)
04	4t車				特定毒物(0.5)
05	5t車				火薬類(1.0)
06	6t車				
07	8t車				
08	10t車				
09	12t車				
10	14t車				
11	14t超				
	条件6	条件7	条件8	条件9	条件10
	その他の割増	悪路割増区間距離入力[k m]	深夜割増の有無	冬期割増区間距離入力[k m]	地区割増(発地)
01	(実数入力)	(整数入力)	深夜割増あり(0. 3)	(整数入力)	発地割増なし
02			深夜割増なし		東京・大阪発
03					その他の都市発
	条件11	条件12	条件13	条件14	
	地区割増(着地)	発着地位置関係	その他の諸料金	有料道路利用料	
01	着地割増なし	隣接しない	(整数入力)	(整数入力)	
02	東京・大阪着	隣接する			
_					

- 注意1 本施工単価は入力条件に該当する基本運賃等を「貨物自動車による運搬 (1車1回)」 (WB010010) に引き渡す。WB010010にて割増の計算や端数処理などを行い、計算結果を運賃料金として本施工単価に戻す。
- 注意2 条件2は(条件1=11)のときに適用し、その入力値は15以上の偶数とする。なお、これ以外の数値も入力できるが、積算システム内部では2ごとに切り上げて処理する。
- 注意3 条件3,条件7,条件9はいずれの入力値も10刻み(ただし、200を超え500までは20刻み、500を超える ものは50刻み)とする。これ以外の数値も入力できるが、積算システム内部では切り上げて処理する。なお、 条件7、条件9は条件3の入力値を上回ることはできない。
- 注意4 条件5において複数の割増に該当する場合は、最も割増率の高いものを適用する。

同一都市

- 注意5 条件6は条件4,条件5に該当しない割増を入力する。例えば3割増のときは0.3,該当しないときは0を入力する。積算システムでは条件4~条件6の入力値の和をWB010010の特大品割増として引き渡す。
- 注意6 条件12は (条件10 \neq 01) かつ (条件11 \neq 01) のときに適用する。なお、(条件10=02) かつ (条件11=02) のときは (条件12=01, 03) のみ選択できる。また、「(条件10=02) かつ (条件11=03) 」または「(条件10=03) かつ (条件11=02) 」のときは (条件12=01, 02) のみ選択できる。
- 注意7 条件13,条件14に相当する料金に消費税等相当額が含まれる場合はこれを控除してから入力する。控除に際

備考 改正(令和3年7月) 現行(令和2年8月) して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。 して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。 イ 貨物自動車による運搬(1車1回) 施工単価コード DDE01010311 イ 貨物自動車による運搬(1車1回) 施工単価コード WB010010 条件1 条件5 条件3 条件2 条件3 条件4 条件1 条件2 条件4 条件5 悪路割増区間基本運賃料 悪路割増区間基本運賃料 基本運賃入力 特大品割増 特大品割増 深夜割増の有無 運搬区分 深夜割増の有無 運搬区分 基本運賃入力 金 金 01 01 <u>各種</u> (整数入力) (実数入力) (整数入力) 有 (略) (整数入力) (実数入力) (整数入力) 有 02 02 (略) 無 03 03 (略) 04 04 (略) 05 05 (略) 06 06 (略) 07 07 (略) 08 08 各種 条件7 条件7 条件8 条件8 条件9 条件6 条件9 条件6 冬期割増区間基本運賃料 冬期割増区間基本運賃料 地区割増料 その他の諸料金 有料道路利用料 地区割増料 その他の諸料金 有料道路利用料 **金** 金 01 (整数入力) (整数入力) (整数入力) (整数入力) 01 (整数入力) (整数入力) (整数入力) (整数入力) 注意1 本施工単価は単独で使用できるほか,「貨物自動車」(DDE01010310)の下位施工単価として使用できる。単 注意1 本施工単価は単独で使用できるほか,「貨物自動車」(DDE01010310)の下位施工単価として使用できる。単 独で使用するときは注意3以降を参照し、必要事項を入力する。 独で使用するときは注意3以降を参照し、必要事項を入力する。 注意2 DDE01010310の下位施工単価として使用するときは、DDE01010310から必要な条件が積算システム内部で引き 注意2 DDE01010310の下位施工単価として使用するときは、DDE01010310から必要な条件が積算システム内部で引き 渡され、計算結果を運賃料金としてDDE01010310に戻す。なお、引き渡された条件は、単独で使用したときと 渡され、計算結果を運賃料金としてDDE01010310に戻す。なお、引き渡された条件は、単独で使用したときと 同様に施工単価表に表示される。ただし、数字がシステム内部で引き渡されたときは整数であっても小数点 同様に施工単価表に表示される。ただし、数字がシステム内部で引き渡されたときは整数であっても小数点 を含む表示となることがある。(例:引き渡された数字が1230のとき → 表示される数字 1230.000) を含む表示となることがある。 (例:引き渡された数字が1230のとき → 表示される数字 1230.000) 注意3 条件1は原則として<u>01(各種)</u>を選択する。<u>(建設機械等の運搬時はWB010010を使用する。)</u> 注意3 条件1は原則として08を選択する。(ただし、建設機械等の運搬時を除く。) 注意4 条件2は距離制運賃表の単価を端数処理せずそのまま入力する。 注意4 条件2は距離制運賃表の単価を端数処理せずそのまま入力する。 注意5 条件3は特大品割増率と品目別割増率の和を入力する。(例:計3割増の場合→0.3を入力) 注意5 条件3は特大品割増率と品目別割増率の和を入力する。(例:計3割増の場合→0.3を入力) 注意6 条件4,条件6は「該当区間に相当する運賃×割増率」により求めた金額を入力する。 (例えば,悪路区間が 注意6 条件4,条件6は「該当区間に相当する運賃×割増率」により求めた金額を入力する。 (例えば,悪路区間が 30kmであれば「30kmの運賃×悪路割増率(0.3)」により求める。ただし、円未満切捨て。) 30kmであれば「30kmの運賃×悪路割増率(0.3)」により求める。ただし、円未満切捨て。) 注意7 条件9に入力する有料道路利用料は消費税等相当額を控除したものとする。控除に際して1円未満の端数が生 注意7 条件9に入力する有料道路利用料は消費税等相当額を控除したものとする。控除に際して1円未満の端数が生 じたときは切り捨てる。 じたときは切り捨てる。

備考	改正(令和3年7月)	現行(令和2年8月)

1-4-2 間接工事費

1-4-2-3 現場管理費

(1)~(4)略

(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数

適用条件 補正 適用						
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先		
大都市(1)		東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部 が施工箇所に含まれる場合	1. 2	1		
大都市 (2)		札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志 野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静 岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島 市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工 箇所に含まれる場合。	1. 2	2		
市街地(DID補正) (1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。				
一般交通影響あり (1) - 1		2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上の車道に おいて,車線変更を促す規制を行う場 合。ただし,常時全面通行止めの場合は 対象外とする。	1. 2	3		
一般交通影響あり (2) - 1		一般交通影響あり(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む)				
一般交通影響あり (1) - 2		2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上の車道に おいて,車線変更を促す規制を行う場 合。ただし,常時全面通行止めの場合は 対象外とする。	1. 1	4		
一般交通影響あり (2) - 2	河川維持工事	一般交通影響あり(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む)	1. 1	5		
市街地(DID補正) (2)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	6		
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当てを 支給するために指定した地区,及びこれ に準ずる地区。	1.0	7		
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1. 0	8		

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省 統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をい

1-4-2 間接工事費

1-4-2-3 現場管理費

(1)~(4)略

(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数

適用条件		補正	適用	
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1),(2)		札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志 野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静 岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島 市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工 箇所に含まれる場合。	1.2	1
市街地(DID補正) (1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響あり (1) - 1		2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上の車道に おいて,車線変更を促す規制を行う場 合。ただし,常時全面通行止めの場合は 対象外とする。	1.2	2
一般交通影響あり (2) - 1		一般交通影響あり(1)以外の車道において,車線変更を促す規制を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む)		
市街地(DID補正) (2)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	3
一般交通影響あり (1) - 2	河川維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上の車道に おいて,車線変更を促す規制を行う場 合。ただし,常時全面通行止めの場合は 対象外とする。	1. 1	4
一般交通影響あり (2) - 2		一般交通影響あり(1)以外の車道において,車線変更を促す規制を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む)	1. 1	5
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当てを 支給するために指定した地区,及びこれ に準ずる地区。	1. 0	6
補正なし * コンクリートダム及び	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	7

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省 統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をい

備考 改正(令和3年7月)

う。

- 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを 適用すること。
- 注意3 積算システム上の補正区分では、工種区分に関わらず、一般交通影響あり(1)、一般交通影響あり(2)と表記される。

(6) 略

1-4-2-4 機器間接費

(1)~(4)略

(5) 機器管理費率表

対象額	1,400万円以下	1,400万円を起	昭え2億円以下	2億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式により算と ただし,変数値に		下記の率とする
項目		A	b	
機器管理費率	18. 22%	42, 380. 2	-0. 4711	5. 21%

注意1 算定式は次のとおりとする。 $L = A \times E^b$ (Lは機器管理費率[%], Eは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 機器管理費率(L)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 機器管理費率補正係数

ア 機器の製作と据付をあわせて行うもののみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。

- イ 機器の製作のみ行う場合,または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。
- ウ機器の移設を行う場合は、機器管理費補正係数を0.5とする。
- エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。

機器管理費率補正係数 = $\frac{E_1 + (E_2 + E_3 + E_4) \times 0.5}{E}$

E : 対象額 (E₁+E₂+E₃+E₄)

E₁: 製作と据付を行う機器単体費の合計

E₂: 製作のみ行う機器単体費の合計

E₃: 据付のみ行う機器単体費の合計

E4: 移設のみ行う機器単体費の合計

- オ 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。
- カ 移設のみ行う機器単体費とは、別途工事で設置された機器であり、原則この価格には設計時の価格を適用する。

また、当該工事の機器管理費の対象額として計上した、機器管理費は請負工事費に含めるが、その 対象額である機器単体費(移設機器)の価格は請負工事費に含めない。

- キ 機器の移設を行う場合,若しくは、機器の製作、据付、移設のうち、2つ以上の要素が混在する場合は、積算システムへ補正率、及び"移設のみ行う機器単体費"の合計を経費画面において直接入力する
- ク 積算システムにおける,「移設のみ行う機器単体費」の計上方法については,未登録単価(TJ*******)に当該費用を登録し,管理費区分を「全間接費の対象外」,資源区分を「支給品(機器等)」としたうえで,支給品(機器)の内訳書に計上する。

なお、当該未登録単価の登録時には、摘要欄に「移設のみ対象」と明記するものとする。

ケ 設計時の価格が不明な場合は、類似品の価格や現在の価格に対する物価指数などを勘案し適切な価格を算定するものとする。

現行(令和2年8月)

う。

- 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを 適用すること。
- 注意3 積算システム上の補正区分では、工種区分に関わらず、一般交通影響あり(1)、一般交通影響あり(2)と表記される。

(6) 略

1-4-2-4 機器間接費

(1)~(4)略

(5) 機器管理費率表

対象額	1,400万円以下	1,400万円を起	習え2億円以下	2億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式により算と ただし,変数値/		下記の率とする
項目		A	b	
機器管理費率	18. 22%	42, 380. 2	-0. 4711	5. 21%

注意1 算定式は次のとおりとする。 $L=A\times E^b$ (Lは機器管理費率[%], Eは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 機器管理費率(L)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 機器管理費率補正係数

- ア 機器の製作と据付をあわせて行うもののみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。
- イ機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。
- ウ機器の移設を行う場合は、機器管理費補正係数を0.5とする。
- エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。

機器管理費率補正係数 = $\frac{E_1 + (E_2 + E_3 + E_4) \times 0.5}{E}$

E : 対象額 (E₁+E₂+E₃+E₄)

E₁: 製作と据付を行う機器単体費の合計

E₂: 製作のみ行う機器単体費の合計

E₃: 据付のみ行う機器単体費の合計

E4: 移設のみ行う機器単体費の合計

オ 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。

備考 改正(令和3年7月) 現行(令和2年8月)

第5節 一般管理費等

1-5-1 一般管理費等

1-5-1-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

- ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。
- イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

- ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)
 - 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × (一般管理費等率 × 前払金支出割合による補正係数) + 加算補正
- イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
- ウ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(3) 一般管理費等対象額

- ア 一般管理費等対象額は次による。
- 一般管理費等対象額 = 鋼構造製作物費 + 製作原価 + 工事原価 処分費等控除額
- イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

(4) 一般管理費等率表

対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(G p)	22. 72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times Log(Cp) + 59.4977$	7. 47%

注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。

注意2 Gpは,小数点以下第3位を四捨五入し,2位止めとする。

(5) 前払金支出割合による補正係数表

前払金支	0%から	5%を超え	15%を超え	25%を超え
出割合	5%以下	15%以下	25%以下	35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

35%を超える	<u>前払金</u>
もの	保証なし
<u>1.</u>	00

注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 契約保証補正額の計算方法

- ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率
- イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(7) 契約保証補正率表

保証の方法	補正率
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%
上記以外の場合	0.00%

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。

第5節 一般管理費等

1-5-1 一般管理費等

1-5-1-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

- ア 一般管理費等の項目は十木工事標準積算基準書(十木工事編)による。
- イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

- ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)
 - 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × (一般管理費等率 × 前払金支出割合による補正係数) + 加算補正
- イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。

(3) 一般管理費等対象額

- ア 一般管理費等対象額は次による。
- 一般管理費等対象額 = 鋼構造製作物費 + 製作原価 + 工事原価 処分費等控除額
- イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

(4) 一般管理費等率表

対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(G p)	22.72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times Log(Cp) + 59.4977$	7. 47%

注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。

注意2 Gpは,小数点以下第3位を四捨五入し,2位止めとする。

(5) 前払金支出割合による補正係数表

前払金支出割 合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 契約保証補正額の計算方法

- ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率
- イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(7) 契約保証補正率表

保証の方法	補正率
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%
上記以外の場合	0.00%

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。

備考	改正(令和3年7月)				現行(令和2年8月)					
	第1	第Ⅲ編 機械設備工事				第皿編 機械設備工事				
	1	第1章 請負コ	□事費の積算			1	第1章 請負コ	ニ事費の積算		
	第4節 据付工事原価					第4節 据付工事原価				
	1-4-1 直接工事費 1-4-2-2 現場管理費 (1) ~ (3) 略					1-4-1 直接工事費 1-4-2-2 現場管理費 (1) ~ (3) 略				
	(4) 現場管理費率表				,	(4) 現場管理費率表				
	対象額	300万円以下	300万円を超	え5億円以下	5億円を超えるもの	対象額	300万円以下	300万円を超	え5億円以下	5億円を超えるも
	適用区分	下記の率とす	算定式により算と ただし、変数値/	出された率とする は下記による	下記の率とす	適用区分	下記の率とす	算定式により算と ただし、変数値/	出された率とする は下記による	下記の率と
	工種区分	る	A	b	る 	工種区分	る	A	b	- る
	水門設備(新設,維持修繕) 小形水門設備(新設,維持修繕)					水門設備(新設,維持修繕) 小形水門設備(新設,維持修繕)				
	ゴム引布製起伏ゲート設備 ダム施工機械設備	<u>21. 89%</u>	<u>44. 73</u>	<u>-0.0479</u>	<u>17. 14%</u>	ゴム引布製起伏ゲート設備 ダム施工機械設備	21. 30%	47. 16	-0. 0533	16. 22%
	ダム管理設備(流木止設備以外) ダム管理設備(流木止設備)					ダム管理設備(流木止設備以外) ダム管理設備(流木止設備)				
	鋼製付属設備					鋼製付属設備				
	揚排水ポンプ設備(新設、維持修繕) 除塵設備	<u>24. 72%</u>	98. 08	<u>-0.0924</u>	<u>15. 41%</u>	揚排水ポンプ設備(新設、維持修繕) 除塵設備	<u>23.83%</u>	<u>105. 57</u>	-0. 0998	14. 30%
	対象額	300万円以下	300万円を超	」 3え2億円以下	2億円を超えるもの	対象額	300万円以下	300万円を超	」 『え2億円以下	2億円を超える
	適用区分		· ·	出された率とする	下記の率とす	適用区分	下記の率とす		出された率とする	
	工種区分	る	A	b	. S	工種区分	る	A	b	_ る
	トンネル換気設備	-				トンネル換気設備				
	トンネル非常用施設	_				トンネル非常用施設 消融雪設備				
	消融雪設備 道路排水設備・共同溝付帯設備	<u>22. 76%</u>	<u>55. 45</u>	<u>-0. 0597</u>	<u>17. 71%</u>	消融雪設備 道路排水設備・共同溝付帯設備	21. 78%	59. 51	-0.0674	16. 41%
	車両重量計設備、車両計測設備	1				車両重量計設備、車両計測設備				
	駐車場設備,道路用昇降設備	-				駐車場設備, 道路用昇降設備				
	注意1 算定式は次のとおりとする。J 注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数				L」 A, bは表の変数値)	注意1 算定式は次のとおりとする。J 注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数				A, bは表の習
	(5)~(6) 略					(5)~(6)略				

現行(令和2年8月)

第5節 設計技術費及び一般管理費等

1-5-2 一般管理費等

1-5-2-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。

イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)

一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 × 機器単体費補正係数 + 加算補正

- イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
- ウ 機器単体費補正係数は次式による。

$$R = 1 - \frac{K}{1.25}$$

R:機器単体費補正係数(小数点以下第3位を四捨五入し,2位止め)

K: 工事原価に占める(機器費 + 機器単体費)の比率(小数点以下第3位を四捨五入し,2位止め)

エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(3) 一般管理費等対象額

ア 一般管理費等対象額は次による。

一般管理費等対象額 = 工事原価 - 処分費等控除額

イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

(4) 標準一般管理費等率表

対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648 Log(C_1) + 46.862$	18.76%

注意1 G」は標準一般管理費等率、C」は一般管理費等対象額とする。

注意2 G1は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(5) 前払金支出割合補正係数表

前払金支	0%から	5%を超え	15%を超え	25%を超え
出割合	5%以下	15%以下	25%以下	35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

<u>35%を超える</u>	<u>前払金</u>
もの	保証かし
1.	<u>Mar. 4 0</u>

注意1 標準一般管理費等率(G₁),機器単体費補正係数(R),前払金支出割合補正係数を連続して乗じたのち,小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 契約保証補正額の計算方法

ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率

イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(7) 契約保証補正率表

(// 大小) // III III II II II II II II II II II I					
保証の方法	補正率				
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%				
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%				
上記以外の場合	0.00%				

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。

第5節 設計技術費及び一般管理費等

1-5-2 一般管理費等

1-5-2-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。

イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)

一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 \times 標準一般管理費等率 \times 前払金支出割合補正係数 \times 機器単体費補正係数 + 加算補正

イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により 別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。

ウ 機器単体費補正係数は次式による。

$$R = 1 - \frac{K}{1.25}$$

R: 機器単体費補正係数(小数点以下第3位を四捨五入し,2位止め)

K: 工事原価に占める(機器費 + 機器単体費)の比率(小数点以下第3位を四捨五入し,2位止め)

(3) 一般管理費等対象額

ア 一般管理費等対象額は次による。

一般管理費等対象額 = 工事原価 - 処分費等控除額

イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

(4) 標準一般管理費等率表

対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648 Log(C_1) + 46.862$	18.76%

注意1 G1は標準一般管理費等率、C1は一般管理費等対象額とする。

注意2 G₁は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(5) 前払金支出割合補正係数表

前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

注意1 標準一般管理費等率(G₁),機器単体費補正係数(R),前払金支出割合補正係数を連続して乗じたのち,小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(6) 契約保証補正額の計算方法

ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率

イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(7) 契約保証補正率表

保証の方法	補正率				
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%				
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%				
上記以外の場合	0.00%				

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。

備考	改正(令和3年7月)	現行(令和2年8月)
	1-7-4 施工箇所が点在する工事の積算 1-7-4-1 施工箇所が点在する工事の積算について (1) 対象工事 施工箇所が複数あり、施工箇所が1kmを超えて点在する工事を対象とする。 なお、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。 ただし、施工箇所ごとに分けない積算において直接工事費が200万円以下の場合は、施工箇所が点在する工事としての積算は行わない。 また、これによりがたい場合は個別に考慮できる。 (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法 ア 据付間接費及び設計技術費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。 イ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書(土木工事編)の「施工箇所が点在する工事の積算」による。 (3) その他 設計変更を行う場合の積算方法は、土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。	(新規)

備考 改正(令和3年7月) 第2章 標準歩掛 第1節 共通事項 2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) ~ (2) 略 (3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去工事のうち、資材を再使用する場合は据付等(据付のほか、布設、取り付けなど を含む。以下同じ。) の歩掛の1.0倍とする。 イ 既設設備の撤去工事のうち、資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.5倍とする。 ウ 上記ア、イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア~ウに関して、個別歩掛に指定がある場合は、その指定による。 オ 歩掛に機械器具の運転時間等があわせて記載されているときは、運転時間等も歩掛と同様に補正 する。 第3節 機械設備関係 2-3-1 河川用水門据付工 2-3-1-5 各部取替工数 (1) ~ (2) 略 (3) ワイヤロープ取替工数 単位:門 職種別構成割合 標準取替工数 作業種別 摘要 「人/門] 機械据付工 雷工 ワイヤロープウインチ<u>式開閉装置</u> 0.105 x + 2.88 x : ロープ全長[m] 100% _ 注意1 ロープ全長は取替長さとする。 注意2 本工数の適用範囲はロープの準備,取外し,取付け,調整,試運転までとし,仮設設置撤去は含まない。 注意3 ワイヤリングを目視で確認できる環境であること。 注意4 扉体の取外し及び取付けは、本工数には含まれていないため、必要な場合は別途積み上げるものとする。 (4) 水密ゴム取替工数 単位:門 職種別構成割合 標準取替工数 作業種別 摘要 [人/門] 機械据付工 雷工 | ローラゲート,スライドゲート | 0.127 x +3.85 | x :扉体面積[m²] 100% 注意1 ゴムの形式は、P, L, Y, 平ゴムとする。 注意2 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備(穴あけ加工、溶着を含む)、取外し、取付け、調整、試運転までと し、仮設設置撤去は含まない。 単位:台 (5) 電動機取替工数 職種別構成割合 標準取替工数 摘要 区分 [人/台] 機械据付工 雷工 ワイヤロープウインチ式 0.244 x + 1.99x : 電動機容量[kW] 90% 10% 開閉装置の電動機

注意1 ワイヤロープウインチ式開閉装置の電動機取替に適用する。

(6) 略

注意2 適用範囲は、電動機の準備、取外し、取付け、調整、試運転までとし、仮設設置撤去は含まない。

現行(令和2年8月)

第2章 標準歩掛

第1節 共通事項

2-1-2 歩掛の取り扱い

2-1-2-1 歩掛の補正

(1) ~ (2) 略

(3) 撤去や再使用に関わる補正

- ア 既設設備の撤去工事のうち、資材を再使用する場合は据付等(据付のほか,布設,取り付けなど を含む。以下同じ。) の歩掛の0.6倍とする。
- イ 既設設備の撤去工事のうち、資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.4倍とする。
- ウ 上記ア、イにおいても台数補正を適用する。
- エ 上記ア~ウに関して、個別歩掛に指定がある場合は、その指定による。
- オ 歩掛に機械器具の運転時間等があわせて記載されているときは、運転時間等も歩掛と同様に補正 する。

第3節 機械設備関係

2-3-1 河川用水門据付工

2-3-1-5 各部取替工数

(1) ~ (2) 略

(3) ワイヤーロープ取替工数

単位:門

		1 1		
作業種別	標準取替工数 摘要		職種別標	 構成割合
作業性別	[人/門]	順女	機械据付工	電工
ワイヤーロープウインチ式開閉装置	$0.105 \times +2.88$	x : ロープ全長[m]	100%	-

注意1 ロープ全長は取替長さとする。

注意2 本工数の適用範囲はロープの準備,取外し,取付け,調整,試運転までとし,仮設設置撤去は含まない。

注意3 ワイヤリングを目視で確認できる環境であること。

(4) 水密ゴム取替工数

単位:門

作業種別	標準取替工数		職種別構成割合		
作業性別	[人/門]	摘要	機械据付工	電工	
ローラゲート、スライドゲート	$0.127 \times +3.85$	x:扉体面積[㎡]	100%	-	

注意1 ゴムの形式は、P, L, Y, 平ゴムとする。

注意2 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備(穴あけ加工、溶着を含む)、取外し、取付け、調整、試運転までと し、仮設設置撤去は含まない。

(5) 雷動機取替工数

単位:台

—		•			
区分	標準取替工数 摘要		職種別構成割合		
	[人/台]	摘安	機械据付工	電工	
ワイヤーロープウインチ式 開閉装置の電動機	0. 244 x +1. 99	x:電動機容量[kW]	90%	10%	

注意1 ワイヤーロープウインチ式開閉装置の電動機取替に適用する。

注意2 適用範囲は、電動機の準備、取外し、取付け、調整、試運転までとし、仮設設置撤去は含まない。

(6) 略

備考 改正(令和3年7月) 2-3-1-7 入力条件表 (1) ~ (3) 略 (4) ワイヤロープ取替(水門) (歩掛2-3-1-5) 施工単価コード DDG03010510 条件1 ロープ全長[m] 01 (実数入力) (5) ~ (8) 略 2-3-2-5 関連工事 (1) ~ (2) 略 (3) その他の取替工数 **ワイヤロープ**, 水密ゴム, 電動機, ローラの取替工数は, 河川用水門据付工のそれぞれ相当する取替 工数による。 第5節 塗装関係 2-5-1 工場塗装工 2-5-1-1 工場塗装(労務) (1) 施工単価表 単位:100㎡ 形状寸法 数量 摘要 単位 ショット (注意3) kg 橋梁塗装工

注意1 本表は工場製作に伴う工場塗装への適用を原則とする。(ただし、材工共の施工単価を適用できない場合に 限る。) 工場修理に伴う工場塗装は工場修理費に含めて計上する。

人

(注意4)

- 注意2 材料は塗料及び希釈剤を別途計上する。詳細は「工場塗装(材料)」による。
- 注意3 ショットは1種ケレンにて使用する研削材料である。計上数量は(3)による。
- 注意4 橋梁塗装工は塗装及び素地調整(ケレン)及び塗装に要する工数の和である。塗装の工数は(2),素地調整の 工数は(3)による。

(2) 略

(3) 工具表地調敕材料及バ工物

(3) 工场系地調金材料及び工	3) 工場系地調整材料及び工数							
種別	研削材料	橋梁塗装工	摘要					
1里刀门	11)1 H11/12) 1/-Y	简朱坐表 工	素地調整面の状態	主要器具				
1種ケレン(原版ブラス ト)	別途積上	別途積上	加工前に表面処理し、その後プライマー処理を行う。	・ブラスト機				
1種ケレン(製品ブラスト)	ショット 60kg	5. 50	ミルスケール, さび等を完全に除去 し, 清浄な金属板とする。	ノノハド筬				

(削除)

現行(令和2年8月)

2-3-1-7 入力条件表

(1) ~ (3) 略

(4)	ワイヤーロープ取替	(水門)	(歩掛2-3-1-5)	施工単価コード	DDG03010510
	条件1 ロープ全長[m]				
01	(実数入力)				

(5) ~ (8) 略

2-3-2-5 関連工事

(1) ~ (2) 略

(3) その他の取替工数

ワイヤーロープ, 水密ゴム, 電動機, ローラの取替工数は, 河川用水門据付工のそれぞれ相当する取 替工数による。

第5節 塗装関係

2-5-1 工場塗装工

2-5-1-1 工場塗装(労務)

(1) 施工単価表

単位:100㎡

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ショット			kg	(注意3)
橋梁塗装工			人	(注意4)
計				

注意1 本表は工場製作に伴う工場塗装への適用を原則とする。(ただし、材工共の施工単価を適用できない場合に 限る。) 工場修理に伴う工場塗装は工場修理費に含めて計上する。

注意2 材料は塗料及び希釈剤を別途計上する。詳細は「工場塗装(材料)」による。

注意3 ショットは1種または2種ケレンにて使用する研削材料である。計上数量は(3)による。

注意4 橋梁塗装工は塗装及び素地調整(ケレン)及び塗装に要する工数の和である。塗装の工数は(2),素地調整の 工数は(3)による。

(2) 略

(3) 工場表地調整材料及び工数

(0) 工物示心则正的作及()工	- 22				
種別	研削材料 橋梁塗装工 -		摘要		
个里方门			素地調整面の状態	主要器具	
1種ケレン(原版ブラス ト)	別途積上	別途積上	加工前に表面処理し、その後プライマ 一処理を行う。		
1種ケレン(製品ブラスト)	ショット 60kg	5. 50	ミルスケール, さび等を完全に除去 し, 清浄な金属板とする。	ブラスト機	
2種ケレン	ショット 40kg	3. 20	塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着 物を除去し、鋼肌を露出させたもの。		

備考 改正(令和3年7月)

2-5-1-3

(1) 略

(2) 機械設備工場塗装(干満部)(施工単価表)

単位:100㎡

	平压.100			
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	16	kg	ミストコート
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第2層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第3層
エポキシ樹脂塗料	中塗り用	22	kg	第4層
エポキシ樹脂塗料	上塗り用	20	kg	第5層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
エポキシ樹脂塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	
計				

- 注意1 本表は主として水門等の乾湿交番部(結露等と乾燥が交互に繰り返される箇所)などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装A-1による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の, エポキシ樹脂塗料用シンナーはミストコート, 第2層~第5層の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)とする。

(3) 機械設備工場塗装(水中部) (施工単価表)

単位:100㎡

(0) 版版以開工物至表(小十郎)(加工中画教)				
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	16	kg	ミストコート
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第2層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第3層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第4層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
エポキシ樹脂塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	_
計				

- 注意1 本表は主として水門等の常時水中部などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装B-1による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の,エポキシ樹脂塗料用シンナーはミストコート, 第2層〜第4層の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)とする。

現行(令和2年8月)

2-5-1-3

(1) 略

(2) 機械設備工場塗装(干満部)(施工単価表)

単位:100㎡

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	16	kg	ミストコート
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第2層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第3層
エポキシ樹脂塗料	中塗り用	22	kg	第4層
エポキシ樹脂塗料	上塗り用	20	kg	第5層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
エポキシ樹脂塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	
計				

- 注意1 本表は主として水門等の乾湿交番部(結露等と乾燥が交互に繰り返される箇所)などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装A-1による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の, エポキシ樹脂塗料用シンナーはミストコート, 第2層~第5層の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)または2種ケレンとする。

(3) 機械設備工場塗装(水中部) (施工単価表)

単位:100㎡

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	16	kg	ミストコート
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第2層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第3層
エポキシ樹脂塗料	水中部用	50	kg	第4層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
エポキシ樹脂塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	
計				

- 注意1 本表は主として水門等の常時水中部などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装B-1による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の,エポキシ樹脂塗料用シンナーはミストコート, 第2層〜第4層の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)または2種ケレンとする。

備考

改正(令和3年7月)

(4) 機械設備工場塗装(大気部)	(施工単価表)			単位:100r
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	16	kg	ミストコート
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	40	kg	第2層
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	40	kg	第3層
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5659 中塗り用	22	kg	第4層
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5659 上塗り用	17	kg	第5層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	
計				

- 注意1 本表は主として水門等の屋外大気部で耐候性を要する場合などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装C-2による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の、塗料用シンナーはミストコート、第2層~第5層 の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)とする。

2-5-1-4 入力条件表

(1) 工場塗装(労務)

(歩掛2-5-1-1)	施工単価コード	DDG05010310

	条件1	条件2	条件3	条件4	
	プライマー処理[回]	エアレススプレー塗り[回]	はけ塗り[回]	素地調整種別	
01	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	1種(製品ブラス ト)	
02				ケレンなし	
03					

注意1 ケレンを別途計上する場合は(条件4=03)とする。

(2) 機械設備工場塗装(干満部)

(歩掛2-5-1-3) 施工単価コード DDG05010320

			(> 321 /	
	条件1	条件2		
	塗装色(4~5層)	素地調整種別		
01	白	1種(製品ブラス ト)		
02	淡彩	ケレンなし		
03	中彩A			
04	中彩B			
05	青・緑系			
06	黄・橙系			
07	赤系			

現行(令和2年8月)

(4) 機械設備工場塗装 (大気部) (施工単価表)

単位:100㎡

(4) 成似这洲土物空衣(人刈印)	(加工中间及)			中 世.100.
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
ジンクリッチプライマー	無機系	20	kg	プライマー
厚膜形ジンクリッチペイント	無機系	65	kg	第1層
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	16	kg	ミストコート
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	40	kg	第2層
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551 C種1号	40	kg	第3層
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5659 中塗り用	22	kg	第4層
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5659 上塗り用	17	kg	第5層
ジンクリッチプライマー用シンナ ー	無機		L	
塗料用シンナー			L	
ショット			kg	
橋梁塗装工	プライマー処理, 塗装		人	
橋梁塗装工	素地調整		人	
計				
N. Z. J. L.	- 1 とかってははまましょり -	\		

- 注意1 本表は主として水門等の屋外大気部で耐候性を要する場合などに適用する。
- 注意2 膜厚は「機械工事塗装要領(案)・同解説」(国土交通省)の新設塗装C-2による。
- 注意3 ジンクリッチプライマー用シンナーはプライマーと第1層の, 塗料用シンナーはミストコート, 第2層~第 5層 の各塗料に対する希釈剤である。
- 注意4 塗装方法はエアレススプレー塗り、素地調整は1種ケレン(製品ブラスト)または2種ケレンとする。

2-5-1-4 入力条件表

(1) 工場塗装(労務)

(歩掛2-5-1-1) 施工単価コード DDG05010310

` '			, ,		
	条件1	条件2	条件3	条件4	
	プライマー処理[回]	エアレススプレー塗り[回]	はけ塗り[回]	素地調整種別	
01	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	1種(製品ブラス ト)	
02				2種	
03				ケレンなし	

注意1 ケレンを別途計上する場合は(条件4=03)とする。

(2) 機械設備工場塗装(干満部)

(歩掛2-5-1-3) 施工単価コード DDG05010320

(2)	1及100以100以100以100以100以100以100以100以100以10		(3/13/2 0 1 0)	旭工平価~ 1	DD003010320
	条件1	条件2			
	塗装色(4~5層)	素地調整種別			
01	白	1種(製品ブラス ト)			
02	淡彩	2種			
03	中彩A	ケレンなし			
04	中彩B				
05	青・緑系				
06	黄・橙系				
07	赤系				

(3) 機械設備工場塗装(条件1 素地調整種別 01 1種(製品ブラスト) 02 ケレンなし 03 (4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系 07 赤系		(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010330 DDG05010340	01 02 03 (4) 01 02 03 04	機械設備工場塗装 条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A		(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010330 DDG05010340
素地調整種別 01 1種(製品ブラスト) 02 ケレンなし 03 (4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	02 03 (4) 01 02 03 04	素地調整種別 1種(製品ブラスト) 2種 ケレンなし 機械設備工場塗装 条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
01 1種(製品ブラスト) 02 ケレンなし 03 (4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	02 03 (4) 01 02 03 04	1種(製品ブラスト) 2種 ケレンなし 機械設備工場塗装 条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
01 ト) 02 ケレンなし 03 (4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	02 03 (4) 01 02 03 04	ト) 2種 ケレンなし 機械設備工場塗装 条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
(4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	03 (4) 01 02 03 04	検械設備工場塗装条件1塗装色(4~5層)白淡彩中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
(4) 機械設備工場塗装(条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	01 02 03 04	機械設備工場塗装 条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
条件1 塗装色(4~5層) 01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト)	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340	01 02 03 04	条件1 塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	条件2 素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種	(歩掛2-5-1-3)	施工単価コード	DDG05010340
塗装色(4~5層) 01 白	素地調整種別 1種(製品ブラス ト)				02 03 04	塗装色(4~5層) 白 淡彩 中彩A	素地調整種別 1種(製品ブラス ト) 2種			
01 白 02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	1種(製品ブラス ト)				02 03 04	白 淡彩 中彩A	1種(製品ブラス ト) 2種			
02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	ト)				02 03 04	淡彩 中彩A	ト) 2種			
02 淡彩 03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系					02 03 04	淡彩 中彩A	2種			
03 中彩A 04 中彩B 05 青・緑系 06 黄・橙系	,				03 04	中彩A			1	
04中彩B05青・緑系06黄・橙系					04					
06 黄・橙系					05	中彩B				
					05	青・緑系				
07 赤系						黄・橙系				
					07	赤系				

備考 改正(令和3年7月) 現行(令和2年8月)

2-5-2 現場塗装工

2-5-2-1 現場塗装(労務)

- (1) ~ (2) 略
- (3) 現場素地調整材料及び工数

45 Bul	塗装工	摘要	
種別	(橋梁塗装 工)	素地調整面の状態	主要器具
1種	7.0	塗膜, さび, その他付着物を十分に除去し, 清浄な金属面とする。	ブラスト機
2種	(注意3)	塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、金属面を露出させる。(強固な黒皮は残す) 旧塗装の劣化程度は全面積に対しての錆が概ね30%以上に及び、ふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一般的には点錆が進行し板状錆に近い状態になったものや特殊な条件に放置された場合に発生するこぶ状錆の発生したものをいう。	ディスク サンダ
3種A	4. 20	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(われ、ふくれ、はがれ等)、 さび、その他付着物を除去する。活膜部については、表面清掃と目粗しを行 う。 3種のなかでも旧塗膜の劣化程度がひどく全面積に対し、おおむね錆が1 5~30%及びふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一 般的には点錆がかなり点在している状態のもの。	
3種B	3. 60	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(われ、ふくれ、はがれ等)、 さび、その他付着物を除去する。活膜部については、表面清掃と目粗しを行う。 3種Aと3種Cの中間的なもので、旧塗膜の劣化程度は、全面積に対し、おおむね錆が $5\sim15\%$ 及びふくれ、われ、はがれが $5\sim30\%$ 程度発生したものであり、一般的には点錆が少し点在している状態のもの。	ディスク サンダ
3種C	3. 10	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(われ、ふくれ、はがれ等)、 さび、その他付着物を除去する。活膜部については、表面清掃と目粗しを行 う。 3種のなかでも旧塗膜の劣化程度は少なく全面積に対し、おおむね錆が 5%以下、及びふくれ、われ、はがれが0~30%程度発生したものであ り、一般的には、点錆がほんの少し点在している状態のもの。	
4種	1. 90	<u> 塗膜表面の劣化物</u> , その他付着物を除去し, 目粗しを行う。	1

- 注意1 準備,後片付けは本工数に含まれる。
- 注意2 3種はタッチアップ作業を含む。なお、1種及び4種はタッチアップ作業を含まない。
- 注意3 2種の労務は、処分に伴う集積も含めて別途計上する。
- 注意4 2種,3種,4種は研削材料を計上しない。
- 注意5 密閉部等については本表の2.0倍とする。

(4) 諸雑費率

TO BITE OF THE PARTY OF THE PAR								
	現場塗装	現場素地調整						
	光 物坐表	1種	2種	3種, 4種				
開放部	5%	38%	別途計上	5%				
密閉部等	8%	別途計上	別途計上	7%				

- 注意1 現場塗装の諸雑費には工器具(エアレススプレー機,発動発電機,はけ等,及び,密閉部内作業の送風機, 照明設備等)の損料を含む。なお,足場や養生が必要な場合は別途計上する。
- 注意2 素地調整の諸雑費にはブラスト機,発動発電機,空気圧縮機,ディスクサンダ,密閉部内作業の送風機,照明設備等の損料を含む。

2-5-2 現場塗装工

2-5-2-1 現場塗装(労務)

(1) ~ (2) 略

(3) 現場素地調整材料及び工数

<i>C</i>	塗装工	摘要	
種別	(橋梁塗装 工)	素地調整面の状態	主要器具
1種ケレン	(注意3)	塗膜、 <mark>黒皮</mark> 、錆、その他付着物を十分に除去し、清浄な金属面とする。	
2種ケレン	(注意3)	塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、金属面を露出させる。(強固な黒皮は残す) 旧塗装の劣化程度は全面積に対しての錆が概ね30%以上に及び、ふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一般的には点錆が進行し板状錆に近い状態になったものや特殊な条件に放置された場合に発生するこぶ状錆の発生したものをいう。	ブラスト機
3種ケレン A	4. 20	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(錆われ、ふくれ、浸食部等)の除去は2種の素地調整を行ったものであり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度がひどく、全面積に対して錆が概ね15~30%、ふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一般的には点錆がかなり点在している状態のものをいう。	
3種ケレン B	3. 60	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(錆われ、ふくれ、浸食部等)の除去は2種の素地調整を行ったものであり、3種Aと3種Cの中間的なものをいい、旧塗膜の劣化程度は全面積に対して錆が概ね5~15%、ふくれ、われ、はがれが5~30%以上発生したものであり、一般的には点錆が少し点在している状態のものをいう。	ディスク サンダー サンド
3種ケレン C	3. 10	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部(錆われ、ふくれ、浸食部等)の除去は2種の素地調整を行ったものであり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度は少なく、全面積に対して錆が概ね5%以下、ふくれ、われ、はがれが0~30%程度発生したものであり、一般的には点錆がほんの少し点在している状態のものをいう。	~~~/ \
4種ケレン	1. 90	旧塗膜に付着した塵埃,油脂類その他付着物をていねいに除去する。	

注意1 準備,後片付けは本工数に含まれる。

注意2 3種ケレンはタッチアップ作業を含む。なお、2種及び4種ケレンはタッチアップ作業を含まない。

注意3 1種、2種ケレンの研削材料と工数は別途計上する。なお、研削材料に対しては処分費用も計上する。

注意4 3種、4種ケレンは研削材料を計上しない。

注意5 密閉部等については本表の2.0倍とする。

(4) 諸雑費率

TO HITER TO THE PART OF THE PA							
	現場塗装	現場素地調整					
	人	1種, 2種	3種, 4種				
開放部	5%	別途計上	5%				
密閉部等	8%	別途計上	7%				

注意1 現場塗装の諸雑費には工器具(エアレススプレー機,発動発電機,はけ等,及び,密閉部内作業の送風機, 照明設備等)の損料を含む。なお,足場や養生が必要な場合は別途計上する。

注意2 素地調整の諸雑費にはブラスト機,発動発電機,空気圧縮機,ディスクサンダー,密閉部内作業の送風機, 照明設備等の損料を含む。

2-5-2-3 水洗い清掃

(1) 施工単価表

単位:100㎡

,				, . _
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
普通作業員		1. 20	人	(注意3)
諸雑費		1	式	労務費の7%
計				

- 注意1 本表は現場塗装及び現場塗替塗装前の水洗い清掃に適用する。
- 注意2 水洗い清掃は水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工箇所を対象とし、塩分濃度測定は別途計上する。
- 注意3 水洗い清掃は素地調整前の1回のみ計上する。
- 注意4 準備,後片付けは本表に含まれる。
- 注意5 諸雑費には高圧洗浄機,発動発電機等の機械経費を含む。

第6節 その他

2-6-1 共通事項

2-6-1-1 施工単価表

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
労務費			人	
雑器具損料		1	式	労務費×2%
計				

- 注意1 起算単位は各歩掛による。
- 注意2 雑器具損料とは、チェーンブロック類、ウインチ、ギヤードトロリ、ジャッキ、ドリル、ディスクサンダ、 作業用工具等の損料である。

2-5-2-3 水洗い清掃

(1) 施工単価表

単位:100㎡

			, i _	
名称	形状寸法	数量	単位	摘要
普通作業員		1.20	人	(注意3)
諸雑費		1	式	労務費の7%
計				

現行(令和2年8月)

- 注意1 本表は現場塗装及び現場塗替塗装における素地調整前の水洗い清掃に適用する。
- 注意2 水洗い清掃は水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工箇所を対象とし、3種または4種ケレンで油脂、泥等が付着している場合に計上する。1種及び2種ケレンにおいても塩分濃度制限100mg/m²(NaCl換算)以上付着している場合、土砂の堆積により素地調整への影響が考えられる場合に計上する。なお、塩分濃度測定は別途計上する。
- 注意3 水洗い清掃は素地調整前の1回のみ計上する。
- 注意4 準備,後片付けは本表に含まれる。
- 注意5 諸雑費には高圧洗浄機,発動発電機等の機械経費を含む。

第6節 その他

2-6-1 共通事項

2-6-1-1 施工単価表

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
労務費			人	
雑器具損料		1	式	労務費×2%
計				

注意1 起算単位は各歩掛による。

注意2 雑器具損料とは、チェーンブロック類、ウインチ、ギヤードトロリ、ジャッキ、ドリル、ディスクサンダー、作業用工具等の損料である。

備考 改正(令和3年7月) 現行(令和2年8月)

第Ⅳ編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第4節 一般管理費等

1-4-1 一般管理費等

1-4-1-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

- ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。
- イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

- ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)
 - 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 + 加算補正
- イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
- ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価(ただし、支給品費は含まない)とする。
- エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(3) 標準一般管理費等率表

一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの
標準一般管理費等率	25. 55	G = -0.7402 Log(C) + 29.76

- 注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。
- 注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。
- 注意3 財団法人等(ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。)に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めして得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。

(4) 前払金支出割合補正係数表

前払金支	0%から	5%を超え	15%を超え	25%を超え
出割合	5%以下	15%以下	25%以下	35%以下
補正係数	<u>1. 05</u>	<u>1. 04</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 01</u>

35%を超える	前払金
<u>\$0)</u>	<u>保証なし</u> 00
1.	00

注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

(5) 契約保証補正額の計算方法

ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率

イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(6) 契約保証補正率表

保証の方法	補正率	
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%	
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%	
上記以外の場合	0.00%	

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。

第Ⅳ編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第4節 一般管理費等

1-4-1 一般管理費等

1-4-1-1 一般管理費等

(1) 一般管理費等

- ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。
- イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。

(2) 一般管理費等(率分)の計算方法

- ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)
 - 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 + 加算補正
- イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により 別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
- ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価(ただし,支給品費は含まない)とする。

(3) 標準一般管理費等率表

一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの	
標準一般管理費等率	25. 55	G = -0.7402 Log(C) + 29.76	

- 注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。
- 注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。
- 注意3 財団法人等(ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。)に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めして得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。

(4) 前払金支出割合補正係数表

(** 11)5—23—11—11222						
前払金支出割 合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	
補正係数	1.00	0. 99	0. 98	0. 96	0. 95	

注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止め とする。

(5) 契約保証補正額の計算方法

ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。 (円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率

イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。

(6) 契約保証補正率表

(4) 5(4) (4) (4)	
保証の方法	補正率
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%
上記以外の場合	0.00%

注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。

注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。